

官報

号外

昭和二十六年八月十六日

○第十二回 衆議院會議録 第一号 (その一)

昭和二十六年八月十六日(木曜日)

開会時間 第一号

午前十時開議

第一 議席の指定

第二 会期の件

第三 特別委員会設置の件

一 國務大臣の演説

●本日の会議に付した事件

日課第一 議席の指定

日課第二 会期の件

日課第三 公職選挙法改正に関する調査特別委員会、海外同胞引揚に関する特別委員会及び行政監察特別委員会設置の件

吉田内閣総理大臣の外交問題に関する演説

午前十一時五十分開議

○議長(林義雄) 議員、第十一回開会には本日をもって召集せられました。これより会議を開きます。

第一 議席の指定

○議長(林義雄) 衆議院規則第十四條によりまして、諸君の議席は、議長において、ただいま御席席の通りに指定いたします。

第二 会期の件

○議長(林義雄) 日課第一、会期の件につきお諮りいたします。今回の臨時会会期は、召集日から八月十八日まで三日間といたしたいと思います。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義雄) 起立多数。よつて会期は三日間とすることに決しました。

第三 特別委員会設置の件

○議長(林義雄) 日課第三、特別委員会設置の件につきお諮りいたします。公職選挙法改正に関する調査をなすため委員二十五名よりなる特別委員会を設置いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義雄) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

○議長(林義雄) 海外同胞引揚に関する調査をなすため委員三十名よりなる特別委員会を設置されんことを望みます。

○議長(林義雄) 福永君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義雄) 起立多数。よつて動議のとく決しました。

○議長(林義雄) 特別委員会設置の動議を提出いたします。すなわち、本会期においても行政監察特別委員会を設け、その委員会の構成、権限及び次の

○議長(林義雄) 日課第三、特別委員会設置の件

○議長(林義雄) 起立多数。よつて動議のとく決しました。

○議長(林義雄) 特別委員会設置の件

○議長(林義雄) 起立多数。よつて動議のとく決しました。

○議長(林義雄) 特別委員会設置の件

○議長(林義雄) 起立多数。よつて動議のとく決しました。

○議長(林義雄) 特別委員会設置の件

○議長(林義雄) 起立多数。よつて動議のとく決しました。

開会召集の日までに支出し得る費用等については昭和二十六年二月六日本院で議決した通りとせられんことを望みます。

○議長(林義雄) 福永君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義雄) 起立多数。よつて動議のとく決しました。

ただいま議決されました三特別委員会の委員は、前会通りの方を指名いたします。

この際暫時休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後四時十七分開議

○議長(林義雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一 國務大臣の演説

○議長(林義雄) 内閣総理大臣から外交問題に関する発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣吉田茂君。

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○議長(林義雄) 本日、ここに諸君の演説につき報告することを欣快といたします。

昨秋九月十四日、米田政府が対日講和推進を公式に表明して以来、ここに約一年でありました。米田政府の好意と、ダレス特使の努力の結果、遂に九月四日サンフランシスコで対日平和会議の平和降約署名調印式がとり行われることになったのであります。

対日講和につき、終始指導的な地位に立つた米田政府は、昨秋の表明後、対日平和の推進原則を関係諸政府に通達して意見を求めたのであります。それは十一月下旬に公表されて、いわゆる対日平和七原則として世に知られておるものであります。これは剛毅的な、堅固的な、また敗者に對する平和條約の觀念に基かざる、また將來に對する制限などを含まぬ、戦争の再發を理に必要なる最小限度の規定にとどめるとともに、全体として平等友好の協力關係を確立する性格の平和條約をつくらうとする思想をもつて一貫しておるものであります。

米田政府は、七原則に對する関係諸國の意見をしんしゃくして、これを條約案の形につくり上げるよう外交交渉を経て参つたのであります。その間、ダレス特使は二回日本に來訪し、日本政府及び朝野各界代表に對し意見を交換する機会を與えられました。正確に申せば、平和問題について日本は

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議録第一号(その一) 議席の指定 会期の件 特別委員会設置の件 吉田内閣総理大臣の演説

昭和二十六年八月十六日

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議第一号(その二) 吉田首相大臣の演説

交渉の相手方ではないのであります。交渉は連合国の間に行わなければならないのであります。日本は、この交渉の主人役ともいへば米英政府の好意によつて、意見を陳述する機会を與えられたのであります。しこして、この立場の許す限り、自由におかれ、意見ないし要請を陳述する機会を與え、また虚心坦懷にこれを聴取して、努めて我が希望を輸入せんとする態度をもつて終結せられたのであります。

四月、連合国最高司令官の更迭に關して、同月十六日、ダレス特使はさち日本を訪問せられ、米英政府の對日平和促進の根本方針にこそ変化なきことを明らかにせられるとともに、平和條約に關し日本政府として回答すべき諸問題の研究を促されたのであります。當時、ダレス特使は、さきに英米政府からも條約案が提示せられたこと、場合によつては英國に渡つてみずから協議する意のある旨をも漏らされたのであります。

米英政府の條約案作成が進行するにつれ、発生する諸問題について、随時日本政府との間に意見の交換が行われ、かようにして作成せられた條約案は、本年三月下旬に關係諸政府に傳達され、二十七日、日本政府も交付を受けたのであります。ここに至つて初めて對日議和問題が平和條約草案の形をなすに至つたのであります。この條約案は、ダレス特使より直接聴取した、構

想に近いものでありまして、政府はただちに草案の研究に着手し、わが所見を逐條なく門面するの自由を與えられた。

四月、連合国最高司令官の更迭に關して、同月十六日、ダレス特使はさち日本を訪問せられ、米英政府の對日平和促進の根本方針にこそ変化なきことを明らかにせられるとともに、平和條約に關し日本政府として回答すべき諸問題の研究を促されたのであります。當時、ダレス特使は、さきに英米政府からも條約案が提示せられたこと、場合によつては英國に渡つてみずから協議する意のある旨をも漏らされたのであります。

七月十三日、米英合同案が公表されました。その前に政府は條約案を呈頭し、これに對する政府の見解を先方に通しておきました。

七月十三日、米英合同案が公表されました。その前に政府は條約案を呈頭し、これに對する政府の見解を先方に通しておきました。

七月十三日、米英合同案が公表されました。その前に政府は條約案を呈頭し、これに對する政府の見解を先方に通しておきました。

七月十三日、米英合同案が公表されました。その前に政府は條約案を呈頭し、これに對する政府の見解を先方に通しておきました。

七月十三日、米英合同案が公表されました。その前に政府は條約案を呈頭し、これに對する政府の見解を先方に通しておきました。

七月十三日、米英合同案が公表されました。その前に政府は條約案を呈頭し、これに對する政府の見解を先方に通しておきました。

七月十三日、米英合同案が公表されました。その前に政府は條約案を呈頭し、これに對する政府の見解を先方に通しておきました。

七月十三日、米英合同案が公表されました。その前に政府は條約案を呈頭し、これに對する政府の見解を先方に通しておきました。

提出された意見の調査に時日を要したために多少遅れるかと考へましたが、昨夕、政府は最終案なるものを呈頭いたしました。最終案は今朝七時公表されたものであります。

この最終案は、七月二十日の草案に對して、約八十箇所に及ぶ修正または追加を加えております。しかし、これらの修正または追加の大部分は形式的なもので、條約の本質に離れるものではないのであります。

おもなるものゝ指摘いたしますと、第一條に、連合国は日本の完全な主權を認める旨の一項が挿入されました。元來、これは米英案にあつた條項で、當然のことであるが、疑問の余地をなからしむるために挿入されたものと思ひます。

第六條に、日本の軍隊の撤退に關するボツダム宣言の第九項の規定は、まだ完全に実行されていない場合には、これを履行しなければならぬとの趣意の一項が挿入されました。未歸還者に關する日本國民の熱誠なる希望と政府の要請によつて、この修正が行われたものであること、われわれの最も欣幸とするところであります。

(指手)
賠償等に關する第十四條に若干の修正が行われたのであります。これは實

質的の変更を意味するものではないと信じます。

次に第十五條の修正であります。七月二十日の條約草案第十五條では、日本が制定した法律を引用することになつておりました。元來補償法案は條約の附屬として規定する建前でありましたが、中途から、條約案をできる限り簡潔にするために條約からはずし、日本で法律を定める便法をとることになつたのであります。しかし、條約案が確定しない、従つて第十五條も確定しない前に日本で法律を制定するわけにも行かないので、法案の内容を協議し、七月十三日、閣議にてこれを決定しました。本件は連合國人の財産に關する事項で、關係連合國の意向もしんじやくする必要がある、かかる次第で、條約最終案には七月十三日の閣議決定を引用することになつたのであります。

最後に、難死者の墳墓に關する宣言に、わが方の要請にこたえて、連合國側も日本人の墳墓を尊重する建前日本と協議すべきことを得るとの趣意の一項が加わつたのであります。この修正は、

(問題) 問題の人的性質にかんがみて、まことに當を得たものと思ひます。

(指手)

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議録(号その二) 吉田首相の演説

この條約案は、和議の精神を基調として、非常に簡潔であります。マニラ特使の言通り、将来の日本を他の独立国と違つた地位に置いたり、日本の主権を拘束したりする永続的制限を加えていない、ほんとうの意義の和議の條約であります。(拍手) 戦争の勝者がかかる原則を適用したことは、史上なところであり、日本の戦争責任や無條件降伏の事実を被ることは、監視的な規定も設けない。日本の批准は、條約の効力発生条件となつておる。日本は平等の地位において取扱われ、日本の将来の行動を拘束しない。日本に信頼を置いてのことであり、もちろん和議と信頼が條約全般の根柢をなす精神であるといへ、平和條約は日本が敗戦国である事実を認めるわけには行かないのであります。領土領海や経済事項など、ある場合には、重荷であり苦痛であると感ずるものがあるのを免れませんが、草案に盛り込まれた内容は、一般的に過去の平和條約に比べて比類なく公正で、かつ寛大であると断言してはばからないものであります。(拍手)	長くなつておりますが、本文と、わづかに二十七箇條の本文からなり、ほかに附屬規定が二つ、宣言が三つあります。條約は、日本と戦争関係にある連合国がすべて署名する建前をとり、署名をしない連合国があれば、これとは将来同様の内容の二箇國間平和條約を結ぶといふ考へ方であり、確定案は、戦争のある種の私法關係に及ばず影響を調整する基準を定めたもので、これを希望する連合国と日本國との間で署名することになつております。宣言の二つは、戦前日本が参加してゐた諸國の國際條約の効力を承認し、平和條約の実施後日本がある種の國際條約に加入し、または國際機關に加盟する意思を明らかにするものであります。他の一つは、日本にある連合國戦死者の墳墓に關するものであります。二つとも日本政府の自発的宣言であります。條約の規定として解決することを避け、日本政府の自発的措置といふ方式で解決しようとするものであります。
この案、衆國民の関心の的といふべき南方諸島の地位問題について一言いたします。條約草案の第二章は、領土の処分に關する規定であります。ここにまずわれわれは、日本の主権が四つの主要な島及び連合國が決定する諸小島に限定されると規定した降伏條件をわが國が無條件に受諾したこととを銘記しなければなりません。従つて、わが國にとつて、これらの條件の變更を求め余地はないのであります。日本は第二章に掲げられた樺太、千島、台灣等の領域に對してはすべての權利、権原及び請求權を放棄することになつておるのに反し、南西諸島の他の南方諸島の處理を規定する第三條は、特にこのように規定してないのであります。この第三條は、信託統治制度のもとに置くための國際連合に對する合衆國のいかなる提案にも同意する云々であるだけであります。融通性のある第三條の規定は、國際の平和と安全上の利益のために米國が行う戰略的管理を條件として、本土との交通、住民の國籍上の地位その他の事項について、これら諸島の住民の希望に沿つたために實際的な措置が案出されることを希望する余地を残すものであります。すなわち琉球その他の諸島に關する問題であります。	平和條約調印直後、日米間に締結される安全保障條約については、本年二月のマニラ特使との會議で、双方の間にその締結に關して意思の合致ができた次第は、しばしば説明した通りであります。續基して申し上げると、日本は軍備がないから、自衛權があつても、自衛權を行使する有効な手段がない。世界には今日なお無責任な軍國主義が跋扈しない。こゝろの情勢のもとで平和條約が成立して、占領軍が撤退した後、日本に其空状態がでる危険である。かかる危險に備ふるために、日本は外部からの攻撃に對する防禦手段として日本に米國軍隊の駐屯することを希望する。この日本の希望に應じて、合衆國は平和と安全のため日本と日本の近辺に軍隊を置くといふ構想であります。(拍手) この構想は、最近ようやく條約案としてまとまりましたけれども、いまだ完成するまでに至つておりません。安全保障條約の実施については、いろいろ技術的な細目について了解を深げる必要があるが、この第一度の意見交換をして以來、平和條約草案の作成の方が繁忙をさかめたために、いまだまとまるに至らないのであります。
終戦後六箇年の歳月は短くはありませんが、世界大戦の記憶、戦争による憎悪、仇敵、不信等の國際間の惡感情は容易に滅却するものではないのであります。この惡感情は、現に深刻な難なる國際關係となつて世界の平和の確立を妨げておるのであります。米國政府及び國民の對日好感情は格別といひまして、多くの諸國、わけても戦時われより侵襲または脅威を受けた諸國の對日感情のいまなお依然た然たるものあることは當然であります。かかる國際状況のもとに對日諒解を進むことの容易なることは、明らかで、明らかなことであり、これは我々の他東歐の諸國條約が、しばしば成らんとして、いまだお成らぬところに類々ましても明らかであります。旧敵國たる日本に苛酷なる譴和條件を押しつけんとするのであれば格別、公正にして寛大、和解と信頼とに基き置く現平和條約案のごときに對し國際機關の議をまとめんとすることのいかに容易でなかつたかといふことは、はなはだ明瞭であります。この困難をあえて進んでみずから引受け、現條約案にまでまとめ上げ、かつ日本側の意向、希望をも寛容に取入れんとせられたマニラ特使の苦心、米國政府の好意は、わが國民の長き記憶すべきところであります。(拍手) また米國政府に同調せる英仏等の連合諸國に對しても、多年の國交友誼のいたるところとして、わが國民の記憶にとどむべきものと存するのであります。	三

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議第一号(その一) 議決の報告

翻つて、米國政府のかくまでの好意、連合國の同調を得るに至れる理由は、ひつきりわが日本國民が、既に六年の間、刻苦、敗戦日本再建の目的を以て、當々努力の事跡が、米國初め諸外國政府の認めるところなるがゆゑと私は信ずるのであります。(拍手)わが國を敗亡に導いた軍國主義、超國家主義を排して、自由民主主義の確立に邁進し、さらに財政經濟の自立調整に努め來つた國民の努力が事實に著々現われ來れる成果の認められた結果であると私は確信いたします。(拍手)しかして、事ここに至れる國民の誠意、努力の容易ならざりしは、置りまでもないこととあります。わが國民を失望の淵より蘇生せしめ、前途に希望を抱かしめ、國家再建に奮發努力せしむるの勇氣を鼓吹指導せられたのはマツカサリ元帥であります。(拍手)またわが國再建復興の事實をもつて國際団体復興を促し、諸和條約の結成促進に切実に努力せられたのはマツカサリ元帥及びリッヅウエー大將、前後閣議司令官であります。私は國民諸君を代表して、ここに阿蘇司令官に對し深厚の謝意を表したいと存するものであります。(拍手)私は、平和條約によつて國際団体復興の日の

近きをよににあたつて、さらに實情を河たにして、平和民主日本の再建とともに世界の平和繁榮に一段と貢獻する國民の誠意と決意をますます固むべきであると感ずるのであります。わが國の政治的獨立は一度達成せられようとしてゐるのであります。今後の經濟的獨立については、なお一層の考慮と努力を必要とするのであります。私は、さう日本經濟協力にさらに具體的に促進するとともに、世界各國とあらゆる限りの友好的な關係を確立し、有無相通するの方法によりわが國の經濟を維持し、あわせて世界の繁榮に寄與いたしなと存するのであります。政府は、これらの問題につき、今後隨時具體的方針を明らかにいたす所存であります。しかし國際間には、いまだおわれに對し、わが國の既往の事跡をたどつて、平和に對するわが日本の再興威を云々し、またはわが將來の經濟競争の懸念の表らるるものあるを認めざるを得ないのであります。しかし、すでにわが國は海外領土及びその資源を失ひ、明治維新以來奮發せる國力を戰爭によつて蕩盡せる状態にあつて、近時の軍備情勢に照しても、世界平和の再實現たる條件をまつたゞ喪失してゐる

現在に類似し、また國民が深く自由、平和、繁榮を希求する現状が理解されるならば、政治的にも、軍事的にもはたまた經濟的にも、列國がわれに對して畏怖の念を抱くは、まつたゞ無用なことがわかれるべきことを私は信ずるのであります。サンフランシスコ會議において開印せられたる條約は、今後批准につき國会の承認を求めることとなるは御承知の通りであります。その際私は國会の圧倒的支持あることを期待して疑わなないのであります。(拍手)公平かつ寛大な平和條約をもつてわが日本を國際団体に復帰せしめんとする諸連合國の好意に應ずるため、またこの平和條約が日本國民の最大多数によつて受諾せられ、遵奉せられることを内外に宣明するため、努力なる全權團を國會より派遣せられたいと存するのであります。幸いに議員諸君の御賛同を希望してやみません。(拍手)

○議長(林義治君) 國務大臣の演説に對する賛賞は延期し、明十七日定期より本會議を開きこれを行ふこととし、本日はこれにて散會せられんことを望みます。

○議長(林義治君) 昭永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時四十四分散會

出席國務大臣

内閣總理大臣	吉田 茂
外務大臣	吉田 茂
法務大臣	大橋 武夫
大藏大臣	池田 勇人
文部大臣	天野 貞吉
厚生大臣	橋本 龍雄
農林大臣	根本龍太郎
通商産業大臣	高橋龍太郎
運輸大臣	山崎 猛
郵政大臣	佐藤 榮作
電氣通信大臣	佐藤 榮作
労働大臣	保田 茂
建設大臣	野田 卯一
國務大臣	岡野 清
國務大臣	周東 英雄
國務大臣	鈴木 秀次

出席政府委員

内閣官房長官	岡崎 勝男
法制意見長官	佐藤 達夫
外務政務次官	草葉 隆
外務政務次官	降園 君

即散會を略した報告

一、去る六月二十七日内閣から次の報告を呈請した。

昭和二十五年度第三・四半期中における予算使用の状況

一、去る七月十二日内閣から次の報告を呈請した。

昭和二十五年年度第四・四半期の國庫の状況

一、去る七月十七日、本院議員三木武夫君外百十七名から次の通り、内閣總理大臣吉田茂君宛、臨時國會召集要求書を受領したので、即日林議長から右要求書を内閣に送付した。

臨時國會召集要求書

憲法第五十三條の規定により左記緊急條件につき臨時國會を昭和二十六年八月十日までに召集するよう要求する。

記

一、諸和條約交渉経過の報告

一、予算補正

理由

調和の時期も確定せる今日これが交渉経過の報告と經濟情勢の変化に伴ふ予算補正のため速に臨時國會召集の必要を認む。

昭和二十六年七月十七日

三木 武夫

外百十七名

内閣總理大臣吉田茂 推罷 三郎

外百十七名連署

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議第一号(その二) 議長の報告

一、去る七月十八日近藤参議院事務局長から大池本院事務局長宛、次の通り通知があつた。 本日本院議員金子洋文君外七十五名より別紙の通り臨時国会召集の要求書が提出されたので、これを内閣へ送付した。 右念のため通知する。 昭和二十六年七月十八日 参議院事務局長 近藤 英明 衆議院事務局長 大池直蔵	【別紙】 臨時国会召集要求書 憲法第五十三條の規定により左記緊急案件について臨時国会を昭和二十六年八月十日までに召集するよう要求する。 記 一、講和條約交渉経過の報告 一、予算補正 理由 講和の時期も確定せる今日これが交渉経過の報告と経済情勢の変化に伴ふ予算補正のため速に臨時国会召集の必要を認む。 昭和二十六年七月十八日 金子 洋文 外七十五名 内閣総理大臣 吉田茂	一、去る六月廿日内閣総理大臣から次の書面を受領した。 昭和二十六年八月六日 内閣総理大臣 吉田 茂 衆議院議長 林銑吉 政府は、講和會議に派遣すべき全權委員の任命につき、国会の議決を求めるの件の審議を求めるため、臨時国会の必要を認め、来る八月十六日にこれを召集することに決定しましたから、宜敷御取計らい下さい。 追て本年七月十七日附衆議院第三号をもつて、臨時国会召集要求書の送付がりましたが、本日世院議員三木武夫君に對し、別紙書面を附けました。 右御含みまでに申し添えます。 (別紙) 宏 昭和二十六年八月六日 内閣官房長官 岡崎 勝男 衆議院議員 三木武夫 貴院外百十七名の方より衆議院議長を経由して内閣総理大臣宛臨時国会召集の要求書の提出がございましたが、内閣においても、かねてから、その必要を認め、鋭意準備中の処、来る八月十六日に召集することと決定しましたから、左様御了承下さい。	一、去る十三日吉田内閣総理大臣から林議長宛、第十回国会において議決した輕井沢國際親善文化観光都市建設法につき次の通知を受領した。 なお、同日大池事務局長から近藤参議院事務局長宛、次の旨を通知した。 内閣閣内第一三六号 昭和二十六年八月十三日 内閣総理大臣 吉田 茂 衆議院議長 林銑吉 第十回国会において議決された輕井沢國際親善文化観光都市建設法が、別紙内閣総理大臣訓令のとおり住民投票の結果確定したので、地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、この旨通知する。 (別紙) 輕井沢國際親善文化観光都市建設法公布手続申請について 地方自治法第二百六十一條第四項の規定により、輕井沢國際親善文化観光都市建設法の賛否投票の結果が、賛成多数に確定した輕井沢町長から報告がありましたので、同條第五項の規定により右法律の公布方を奏請せられたく、閣議を求めます。 昭和二十六年八月八日 内閣総理大臣 吉田 茂 内閣総理大臣 吉田茂
地第三二四号 昭和二十六年八月四日 長野県知事 内閣総理大臣殿 輕井沢國際親善文化観光都市建設法の賛否投票の結果確定報告について 右について別紙の通り報告があつたから進達申し上げる。 甲第三三七号 昭和二十六年八月二日 輕井沢町長 佐藤 恒雄 内閣総理大臣殿 憲法第九十五條の規定による住民投票の結果報告の件 昭和二十六年七月十八日執行の輕井沢國際親善文化観光都市建設法賛否住民投票に對する公職選挙法第二百二條及び第二百六十一條に關する結果として、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により關係書類を添えて報告する。 昭和二十六年八月二日 輕井沢町長 佐藤 恒雄 衆議院議員 土屋 米雄 輕井沢町長殿	輕井沢國際親善文化観光都市建設法の賛否投票の結果報告の件 右の件、地方自治法第二百六十一條第三項の規定により昭和二十六年七月十八日執行の賛否投票に對し地方自治法第二百六十二條に於て適用する公職選挙法第二百二條及び第二百六十一條の規定に關する異議の申立がないのでその投票は開票結果の通り確定したから報告する。 地第三二四号 昭和二十六年七月二十一日 内閣総理大臣殿 輕井沢國際親善文化観光都市建設法の賛否投票について 管下北佐久郡輕井沢町に適用される右特別法について、七月十八日賛否の投票を行いその結果が判明したので、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により別紙の通り報告があつたから進達する。 なお右法律の公布施行について輕井沢町長の希望もあるので、八月十五日附をもつてなされるよう特別の御配慮を戴きたいので申し添えます。 甲第一六五二号 昭和二十六年七月二十日 輕井沢町長 佐藤 恒雄 内閣総理大臣殿	輕井沢國際親善文化観光都市建設法の賛否投票の結果報告の件 右の件、地方自治法第二百六十一條第三項の規定により昭和二十六年七月十八日執行の賛否投票に對し地方自治法第二百六十二條に於て適用する公職選挙法第二百二條及び第二百六十一條の規定に關する異議の申立がないのでその投票は開票結果の通り確定したから報告する。 地第三二四号 昭和二十六年七月二十一日 内閣総理大臣殿 輕井沢國際親善文化観光都市建設法の賛否投票について 管下北佐久郡輕井沢町に適用される右特別法について、七月十八日賛否の投票を行いその結果が判明したので、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により別紙の通り報告があつたから進達する。 なお右法律の公布施行について輕井沢町長の希望もあるので、八月十五日附をもつてなされるよう特別の御配慮を戴きたいので申し添えます。 甲第一六五二号 昭和二十六年七月二十日 輕井沢町長 佐藤 恒雄 内閣総理大臣殿	輕井沢國際親善文化観光都市建設法の賛否投票の結果報告の件 右の件、地方自治法第二百六十一條第三項の規定により昭和二十六年七月十八日執行の賛否投票に對し地方自治法第二百六十二條に於て適用する公職選挙法第二百二條及び第二百六十一條の規定に關する異議の申立がないのでその投票は開票結果の通り確定したから報告する。 地第三二四号 昭和二十六年七月二十一日 内閣総理大臣殿 輕井沢國際親善文化観光都市建設法の賛否投票について 管下北佐久郡輕井沢町に適用される右特別法について、七月十八日賛否の投票を行いその結果が判明したので、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により別紙の通り報告があつたから進達する。 なお右法律の公布施行について輕井沢町長の希望もあるので、八月十五日附をもつてなされるよう特別の御配慮を戴きたいので申し添えます。 甲第一六五二号 昭和二十六年七月二十日 輕井沢町長 佐藤 恒雄 内閣総理大臣殿

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議録第十号(二) 議長の報告

憲法第九十五條の規定による一
の地方公共団体のみに適用され
る特別法に関する件

先般、軽井沢園藝観光文化観光都
市建設法が第十国会において議決さ
れ、同法が憲法第九十五條にいう一
の地方公共団体のみに適用される特
別法である旨の通知に接し、地方自
治法第二百六十一條第三項の規定に
より昭和二十六年七月十八日投票の
結果を選挙管理委員長から通知があ
つた。

よつて、同條第四項の規定により関
係書類を添えて報告する。

追つて当該法律を適用最盛期
である八月十五日に御公布願ひ將
来此の日をトシ永久の記念日と致
したいから御取り計ひ願ひたい。

選第八四号

昭和二十六年七月十九日

軽井沢町選
選挙管理委員長 土屋 米雄

軽井沢町長佐藤恒雄殿

軽井沢園藝観光文化観光都市建

設法賛否投票の件

右の件、地方自治法第二百六十一條
第三項の規定により昭和二十六年七
月十八日賛否の投票を行つた。
よつて、その結果を関係の通り通知
する。

昭和26年7月18日
行

軽井沢園藝観光文化観光都市建設法賛否住民投票選挙録

1. 選挙会開設場所	北佐久郡軽井沢町後場
2. 選挙立会人	氏 名 委 会 時 刻 辞職の時刻及び事由 無 所 属 小 林 郷 平 午後8時0分 小 井 土 一 郎 行 田 保
3. 選挙会閉附時刻	昭和26年7月18日 午後8時30分 昭和26年7月18日 午後10時0分閉会
4. 拒否の決定等を受 けた投票	受 理 不受理
5. 開票の結果	
(1) 投票の内訳	投票総数 5,548票 有効投票 5,548票 無効投票
(2) 無効投票の内訳	成規の用紙を 用いないもの 賛否の外他事 を記載したもの 賛否のいずれかを 記載したか確認 しがたいもの 白 紙 投 票 原に雑事を記 載したもの そ の 他
(3) 点字投票	
6. 投票の結果	
(1) 賛否の得票総数	賛 票 5,138票 反 対 410票
(2) 法定得票数	
7. 選挙会事務従事者	総数 21人 内 1. 選挙管理委員会書記 1人 2. 町の職員 20人 イ 吏 員 20人 ロ その他 0人

昭和26年7月18日調停

選挙長 軽井沢町選挙管理委員会委員長 土屋 米雄

われわれは、この選挙録が真正であることを確認してここに署名する。

選挙立会人氏名 小 林 郷 平
行 田 保
小 井 土 一 郎

軽井沢園藝観光文化観光都市建設法賛否住民投票投票調

	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投 票 数		無効投票率	投票率
				有効投票数	無効投票数		
男	3,161	2,621	540				82%
女	3,671	2,927	744				79%
計	6,832	5,548	1,284	5,548	0		81%

軽井沢園藝観光文化観光都市建設法賛否投票賛否得票調

投票当日の有権者数	投票者数	有効投票数	賛成投票数	反対投票数	賛成投票率
6,832	5,548	5,548	5,138	410	93%

一、昨十五日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

内閣官房長官 岡崎 勝男
内閣官房副長官 野野 義九
同 鈴木 幸弘
賠償政務次官 小西 寅松
行政官政務次官 城 義臣
地方自治政務次官 小野 哲
法務政務次官 高木 松吉
法政意見長官 佐藤 達夫
外務政務次官 草野 隆岡
外務省政務局長 島津 久大
外務省條約局長 西村 龍雄
外務省調査局長 土屋 皋
外務省管理局長 橋島 英二
外務省連絡局長 木村四郎七
大蔵政務次官 西川甚五郎
大蔵省主計局長 河野 一之
文部政務次官 水谷 外
厚生政務次官 平澤 長吉
農林政務次官 島村 軍次
食糧行政官 安孫子藤吉
通商産業政務次官 廣瀬 新八
運輸政務次官 關谷 勝利
郵政政務次官 山本 猛夫
電信通信政務次官 加藤隆太郎
労働政務次官 山村新治郎
建設政務次官 渡邊 良夫

経済安定政務次官 小峯 柳多
労働政務次官 郡 祐一
一、去る六月五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 橋 直治君
外務委員 砂間 一良君
大蔵委員 首藤 新八君
厚生委員 有田 二郎君
右田 二郎君 久野 忠治君
松本 善壽君 今野 武雄君
水産委員 渡邊 良夫君
労働委員 山田アサノ君
一、去る六月五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 松本 善壽君
外務委員 山田アサノ君
大蔵委員 有田 二郎君
厚生委員 首藤 新八君
水産委員 渡邊 良夫君
労働委員 今野 武雄君
一、去る六月七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
議院運営委員 長谷川四郎君
一、去る六月七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
議院運営委員 竹山祐太郎君
一、去る六月十三日議長において、次の常任委員を辞任を許可した。

内閣委員 井上 知治君
佐々木秀世君 河田 賢治君
文部委員 岡田 賢治君
厚生委員 中川 俊思君
労働委員 山口六郎次君
同書館運営委員 山口 武秀君
一、去る六月十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 中川 俊思君 岡田 賢治君
山口六郎次君 山口 武秀君
文部委員 大内 一郎君
厚生委員 井上 知治君
労働委員 佐々木秀世君
同書館運営委員 河田 賢治君
一、去る七月十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 岡田 賢治君
外務委員 中川 俊思君
大蔵委員 岡田 賢治君
厚生委員 井上 知治君
労働委員 佐々木秀世君
同書館運営委員 河田 賢治君
一、去る七月十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 山口 武秀君
外務委員 高村 定助君
農林委員 中村 寅太郎君
中村 寅太郎君 木村 榮君
同書館運営委員 河田 賢治君
一、去る七月十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
農林委員 山口 武秀君
同書館運営委員 木村 榮君

一、去る七月十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 大内 一郎君 井上 知治君
川本 末治君
地方行政委員 松本 善壽君
金子興重郎君 松本 善壽君
床次 徳二君 岡田 賢治君
文部委員 岡田 賢治君
厚生委員 中川 俊思君
床次 徳二君 中川 俊思君
金子興重郎君 中川 俊思君
一、去る七月十三日農林委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 河野 謙三君 (理事原田 雪松君去る五月三十一日委員辞任につきその補欠)

一、去る七月十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 山口 武秀君
外務委員 高村 定助君
農林委員 中村 寅太郎君
中村 寅太郎君 木村 榮君
同書館運営委員 河田 賢治君
一、去る七月十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
農林委員 山口 武秀君
同書館運営委員 木村 榮君

一、去る七月十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 河田 賢治君
外務委員 中村 寅太郎君
農林委員 高村 定助君 山口 武秀君
同書館運営委員 木村 榮君
一、去る七月十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
農林委員 木村 榮君
同書館運営委員 山口 武秀君
一、去る七月十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
農林委員 吉川 久衛君
厚生委員 金子興重郎君
一、去る七月十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
農林委員 金子興重郎君
厚生委員 吉川 久衛君
一、去る七月十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
厚生委員 吉川 久衛君
農林委員 金子興重郎君
一、去る七月二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、去る七月十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
農林委員 金子興重郎君
厚生委員 吉川 久衛君
一、去る七月十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
厚生委員 吉川 久衛君
農林委員 金子興重郎君
一、去る七月二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

昭和二十六年八月十六日、衆議院会議録第一号(その二) 議長報告

八

好雄對

關谷 勝利君
川島 ひで君

柳澤 善男 侍

人作爲
附錄
三子

五月五日議長において
次の

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議録第二号(三の一) 出席議員の氏名

國野 清兼君	有田 二郎君
大矢 省三君	
第二区選出	
柳谷 富三君	前田 種男君
中山 マサ君	
第三区選出	
横田基太郎君	井上 益三君
第四区選出	
松本 佛智君	加藤 充君
田中 萬壽君	久保田鶴松君
第五区選出	
小西 宣松君	平島 良一君
西村 榮一君	
神奈川縣	
第一区選出	
松尾トシ子君	三浦實之助君
第二区選出	
今野 武雄君	白井 佐吉君
永井 要造君	土井 直作君
第三区選出	
岡崎 勝男君	岩本 信行君
小金 義昭君	河野 謙三君
中西伊之助君	
兵庫縣	
第一区選出	
首藤 新八君	松澤 覺人君
立花 敏男君	
第二区選出	
原 健三郎君	井之口政雄君

昭和二十六年八月六日 衆議院會議第一号(外) 出席議員の氏名

埼玉縣 埼玉縣選出 猪俣 澄三君 坂田十一郎君 第四區選出 丸山 直友君 稻村 順三君 第三區選出 三宅 正一君 渡邊 良夫君 第二區選出 岡岡 祥吉君 第一區選出 新海縣 岡延右エ門君 北村 健太郎君 第二區選出 田口 長治郎君 本多 市郎君 第一區選出 長崎縣 有田 喜一君 第五區選出 木下 榮君 河本 敏夫君 第四區選出 岡田 五郎君 第三區選出 進田 賢四郎君 吉田 吉太郎君	新潟縣 田中 勝治君 第二區選出 山口 六郎次君 清水 逸平君 第三區選出 高田 富之君 高岡 松吉君 第四區選出 古島 義光君 群馬縣 石井 繁九君 第一區選出 金子 與重郎君 第二區選出 増田 連也君 第三區選出 小澤 柳多君 武蔵野子郎君 千葉縣 佐久間 徹君 第一區選出 磯谷 雄太郎君 第三區選出 山村 新治郎君 寺島 隆太郎君 第三區選出 森 昭君 水田 三男君	茨城縣 小高 義雄君 第一區選出 橋本 三郎君 小野 彌忠兵衛君 第二區選出 山崎 猛君 坂原 仁忠君 第三區選出 鈴木 明良君 原 勉君 金堀 幸君 栃木縣 船田 享二君 第一區選出 高塩 三郎君 第二區選出 山口 好二君 小平 久雄君 佐藤 彌弘君 奈良縣 井上 信茂男君 東井 三代次君 三重縣 木村 俊夫君 山手 満男君 第二區選出 中村 清君 石原 剛吉君	愛知縣 足立 梅市君 第一區選出 田島 ひで君 田嶋 好女君 橋本 金一君 第二區選出 早稲田 耕右エ門君 多武良 哲三君 第三區選出 江崎 典澄君 河野 金昇君 第四區選出 中野 四郎君 中垣 國男君 第五區選出 青木 孝義君 八木 一郎君 靜岡縣 神田 博君 水野 彦治郎君 第二區選出 遠藤 三郎君 勝間田 清一君 第三區選出 中村 幸八君 金原 晴二君 山梨縣選出 山梨縣選出	岐阜縣 鈴木 正文君 小林 信一君 滋賀縣選出 森 幸太郎君 井 耕君 提 ツルヨ君 岐阜縣 第一區選出 田中 啓一君 武蔵 嘉一君 第二區選出 本野 三郎君 加藤 錦造君 長野縣 第一區選出 田中 電彌君 第二區選出 島津 富次郎君 第三區選出 林 百郎君 今村 忠助君 第四區選出 降旗 健彦君 植原 悦二郎君 富山縣 第一區選出 庄司 一郎君 千葉 三郎君 佐々木 三三君	愛媛縣 江崎 一治君 河原 伊三郎君 大野 伴睦君 柳原 三郎君 岡村 利右衛門君 倉石 忠雄君 小林 運徳君 小川 平二君 吉川 久衛君 岩田 甲子七君 太田 俊一君 安部 俊吉君
--	---	---	--	--	---

第二区選出 大石 武君 内海 安吉君 角田 幸吉君 高橋清治郎君 福島縣	第一区選出 大内 一郎君 八百板 正君 松本 善徳君 今泉 貞雄君 第三区選出 江花 昭君 菅家 喜六君 鈴木 義男君 圓谷 光衛君 第三区選出 高木 松吉君 松井 政吉君 岩手縣	第一区選出 山本 猛夫君 野原 正勝君 石川 金次郎君 第三区選出 小澤佐重君 淺利 三朗君 高田 弥市君 志賀健次郎君 青森縣	第一区選出 小笠原八十興君 吉米地妻三君 山崎 岩男君 第二区選出 奈良 治二君 箕原 順造君 清藤 唯七君 山形縣	第一区選出 松浦 東介君 鹿野 彦吉君 秋田縣	第二区選出 志田 善徳君 池田正之輔君 山本 利雄君 上林興市郎君 秋田縣	第一区選出 石田 博英君 平澤 長吉君 宮腰 喜助君 島山 重男君 第二区選出 佐山茂太郎君 飯塚 定輔君 根本龍太郎君 村上 清吉君 福井縣選出 飛嶋 榮君 福田 一君 坪川 信三君 奥村又十郎君 石川縣	第一区選出 坂田 英一君 岡 良一君 梨木作次郎君 第二区選出 佐谷 秀次君 大森 玉木君 南 好雄君 富山縣	第一区選出 山本 久雄君 松本 禮蔵君 佐竹 新市君 第二区選出 池田 勇人君 宮原幸三郎君 中川 健思君 前田榮之助君 第三区選出 宇田 恒君 船越 弘君 平川 雄雄君 高橋 等君 山口縣	第一区選出 吉武 康市君 周東 英雄君 今澄 勇君 坂本 實君 第二区選出 佐藤 榮作君 青柳 一郎君 高根縣選出 木村小左衛門君 大橋 武夫君 山本 利雄君 中崎 健君 木村 榮君 岡山縣	第一区選出 若林 義孝君 刈田アサノ君 大村 清一君 森澤 寛君 黒田 壽男君 第二区選出 大塚 健君 近藤 鶴代君 橋本 龍伍君 星島 二雄君 中原 健次君 広島縣	第一区選出 玉置 實君 大西 頼夫君 成田 知巳君 第二区選出 福田 繁秀君 島田 末信君 田方 廣文君 愛媛縣	第一区選出 川端 佳夫君 關谷 勝利君 大西 弘君 第二区選出 村瀬 宣親君 小西 英雄君 越智 茂君 第三区選出 高橋 英吉君 奥田神谷太郎君 中村 純一君 田中 榮平君 受田 新吉君 和歌山縣 第一区選出 山口喜久一郎君 今村長太郎君 田中健之進君 第二区選出 世耕 弘一君 早川 榮君 田淵 光一君 徳島縣選出 三木 武夫君 眞鍋 勝君 生田 和平君 柏原 義朗君 岡田 勢一君 香川縣	第一区選出 甲木 保君 高橋 六君 荒木萬壽夫君 寺崎 豊君 第二区選出 平井 義一君 徳田 健君 大分縣	第一区選出 村上 勇君 小玉 治行君 金光 善邦君 羽田野次郎君 第二区選出 岡田 喜東君 西村 英一君 永田 龍君 佐賀縣選出 永井 英雄君 保利 茂君 中村 又一君 三池 信君 北川 定雄君 高知縣選出 吉田 茂君 林 謙治君 長野 長男君 大西 正男君 佐竹 晴記君 福岡縣
---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	---

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議第一号(その二) 庶務議員の氏名

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議第一号その二 指定された議員

龍本県		小川原政信君 権熊 三郎君		一四 藤田 義光君		四三 松本 禮藏君		七二 藤井 平治君	
第一区選出		浦口 鉄男君		一五 大石 ヨシエ君		四四 中村 又一君		七三 國田 直君	
松野 組三君 坂口 主税君		第二区選出		一六 小林 進君		四五 藤田 繁芳君		七四 原 健君	
藤田 義光君 坂本 泰良君		主税 信一君 松本 六太郎君		一七 金子 興重君		四六 千葉 三郎君		七五 大森 玉木君	
寺本 寛君		佐々木 芳世君		一八 並木 芳雄君		四七 柳原 三郎君		七六 中島 茂吉君	
第二区選出		第三区選出		一九 林 好次君		四八 小林 信一君		七七 佐伯 定一君	
坂田 道太君 國田 直君		田中 元君 川村 善八郎君		二〇 村瀬 宣親君		四九 大西 正男君		七八 田中 豊君	
關永 一臣君 原田 雪松君		第四区選出		二一 長崎県第二区選出議員		五〇 木村 俊夫君		七九 中村 純二君	
吉田 安君		岡田 泰夫君 小平 忠君		二二 篠原 達君		五一 島山 重助君		八〇 中村 純二君	
宮崎県		第五区選出		二三 佐竹 晴昭君		五二 宮腰 喜助君		八一 椎熊 三郎君	
第一区選出		伊藤 輝一君 高倉 定助君		二四 早川 崇君		五三 金塚 孝君		八二 早稻田柳若工門君	
川野 芳瑞君 佐藤 重泰君		松田 義蔵君 飯田 義茂君		二五 吉川 久爾君		五四 水野 泰治郎君		八三 荒木萬壽夫君	
酒 通漢君		林 好次君		二六 小林 運美君		五五 山手 満男君		八四 内藤 友明君	
第二区選出		指定された議員		二七 小平 忠君		五六 笹山茂太郎君		八五 小川 半次君	
小山 長規君 田中 不破三君		一 足立 梅吉君		二八 羽田野次郎君		五七 山本 利壽君		八六 岡田 五郎君	
酒月山三男君		二 松谷 天光君		二九 河口 陽一君		五八 清藤 唯七君		八七 門脇勝太郎君	
鹿児島県		三 田中 堯平君		三〇 中村 寅太君		五九 細葉 修君		八八 前尾繁三郎君	
第一区選出		四 中野 四郎君		三一 平川 篤雄君		六〇 奥村又十郎君		八九 三木 武夫君	
上林山榮吉君 床次 徳二君		五 岐阜県第二区選出議員		三二 今井 耕君		六一 長谷川四郎君		九〇 木下 榮君	
井上 知治君 瀧尾 君亮君		六 尾崎 行雄君		三三 井出 太郎君		六二 高橋清治郎君		九一 吉田 安君	
第二区選出		七 玉井 祐吉君		三四 石田 一松君		六三 中曾根康弘君		九二 川崎 秀二君	
石原 登君 中尾 辰雄君		八 森山 欽司君		三五 松本 六太郎君		六四 鈴木 幹雄君		九三 山 梨 県 選出議員	
尾崎 末吉君		九 河本 敏夫君		三六 飯田 義茂君		六五 宇野秀次郎君		九四 守島 伍郎君	
第三区選出		一〇 世耕 弘一君		三七 高倉 定助君		六六 高木 章君		九五 寺島隆太郎君	
前田 郁君 工階 登進君		一一 浦口 鉄男君		三八 寺崎 寛君		六七 志賀健次郎君		九六 多田 勇君	
岩川 興助君		一二 床次 徳二君		三九 小松 勇次君		六八 橋本 金二君		九七 宮本 地義三君	
北海道		一三 増田 連也君		四〇 河野 金昇君		六九 有田 喜一君		九八 木村小左衛門君	
第一区選出		一四 藤田 義光君		四一 小野 孝君		七〇 坂口 主税君		九九 北村徳太郎君	
宮本 地英俊君 宇野 秀次郎君		一五 大石 ヨシエ君		四二 竹山 隆太郎君		七一 原田 雪松君		一〇〇 篠森 順治君	

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議第一号(七〇) 指定された議員

二〇一	岡田 勢一君	一三〇	江花 静君	一五九	松野 頼三君	一八八	青木 孝義君	二二七	田中 元君
二〇二	芦田 均君	一三一	三宅 則義君	一六〇	白井 佐吉君	一八九	岩川 與助君	二二八	田中不敏三君
二〇三	伊藤 柳一君	一三二	五島 秀次君	一六一	野原 正勝君	一九〇	夏堀源三郎君	二二九	多武良三三君
二〇四	大内 一郎君	一三三	川本 未治君	一六二	前田 正男君	一九一	武藤 嘉一君	二三〇	藤田 臥作君
二〇五	山口 好一君	一三四	阿左美廣治君	一六三	田中伊三三君	一九二	島村 一純君	二三一	藤生大賀吉君
二〇六	殿治 良作君	一三五	江田斗米吉君	一六四	山本 久雄君	一九三	岡谷 光衛君	二三二	藤原 俊郎君
二〇七	船田 亨二君	一三六	内藤 隆君	一六五	竹尾 式君	一九四	長尾 達生君	二三三	島田 末信君
二〇八	瀧上房太郎君	一三七	鹿野 彦吉君	一六六	仲内 徳治君	一九五	安部 俊吉君	二三四	青塚 喜六君
二〇九	平澤 長吉君	一三八	瀧尾 君次君	一六七	橋 直治君	一九六	石原 圓吉君	二三五	田口長治郎君
二一〇	富永格五郎君	一三九	永井 英修君	一六八	小西 寅松君	一九七	大森 健君	二三六	中山 マサ君
二一一	逢澤 寛君	一四〇	金原 輝一君	一六九	東井三代次君	一九八	亘 四郎君	二三七	近藤 龍代君
二一二	尾崎 末吉君	一四一	池見 茂隆君	一七〇	坂田 道太君	一九九	淵 通義君	二三八	押谷 富三君
二一三	渡谷雄太郎君	一四二	宇田 恒君	一七一	坂田十一郎君	二〇〇	松本 善徳君	二三九	高木 泰吉君
二一四	關内 正一君	一四三	福田 篤泰君	一七二	石原 登君	二〇一	小川 平二君	二四〇	島山 鶴吉君
二一五	川村善八郎君	一四四	小玉 治行君	一七三	坂本 實君	二〇二	宮原孝三郎君	二四一	寺本 實君
二一六	堀川 恭平君	一四五	福田 喜東君	一七四	原 健三郎君	二〇三	田中 彰治君	二四二	國司 安正君
二一七	柏原 義則君	一四六	二階堂 進君	一七五	小峯 柳多君	二〇四	久野 忠治君	二四三	中村 幸八君
二一八	長崎第一区選出議員	一四七	青柳 一郎君	一七六	本間 俊一君	二〇五	佐久間 徹君	二四四	遠藤 三郎君
二一九	大西 神夫君	一四八	西村 英一君	一七七	上林山榮吉君	二〇六	瀧月山三男君	二四五	尾崎 義一君
二二〇	天野 公義君	一四九	鈴木 義幸君	一七八	水谷 昇君	二〇七	藤井 男君	二四六	關谷 勝利君
二二一	中島 辰雄君	一五〇	玉置 信一君	一七九	宮藤 新八君	二〇八	足立 鳩郎君	二四七	小金 義昭君
二二二	越智 茂君	一五一	中垣 國男君	一八〇	平島 良一君	二〇九	今泉 貞雄君	二四八	今村 忠助君
二二三	井上信貴男君	一五二	田中 重彌君	一八一	松井 豊吉君	二一〇	志田 義信君	二四九	福永 健司君
二二四	浅香 忠雄君	一五三	永井 要造君	一八二	内海 安吉君	二一一	青木 正君	二五〇	小野瀬忠兵衛君
二二五	奈良 治二君	一五四	北澤 直吉君	一八三	水田三男男君	二一二	西村 直己君	二五一	今村長太郎君
二二六	平野 三郎君	一五五	高田 弥市君	一八四	井上 知治君	二二三	高橋 峰君	二五二	八木 一郎君
二二七	細田 榮蔵君	一五六	岡村利右衛門君	一八五	庄司 一郎君	二二四	清水 逸雄君	二五三	鈴木 明良君
二二八	高木吉之助君	一五七	坂田 英一君	一八六	淺利 三朗君	二二五	飯塚 定輔君	二五四	佐藤 昌三君
二二九	河原伊三郎君	一五八	橋本登美三郎君	一八七	小川原政信君	二二六	丸山 直友君	二四五	佐々大盛雄君

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議第一号(その一) 指定された議員

二四六	渡邊 良夫君	二七五	風間 啓吉君	三〇四	佐々木秀世君	三三三	植原俊二郎君	三六二	田方 廣文君
二四七	石田 博英君	二七六	藤枝 泉介君	三〇五	大上 司君	三三四	森 幸太郎君	三六三	成田 知巳君
二四八	小坂幸太郎君	二七七	小淵 光平君	三〇六	山本 猛夫君	三三五	山口喜久一郎君	三六四	門司 英君
二四九	中野 武雄君	二七八	船越 弘君	三〇七	山崎 岩男君	三三六	小澤佐重喜君	三六五	久保田鶴松君
二五〇	有田 二郎君	二七九	田中 啓一君	三〇八	大石 武一君	三三七	隆廣 健彦君	三六六	八百板 正君
二五一	村上 勇君	二八〇	永田 勲君	三〇九	村上 清治君	三三八	磯貝 隆三君	三六七	石井 繁九君
二五二	吉武 恵市君	二八一	高橋 彌六君	三一〇	小平 久雄君	三三九	木多 市郎君	三六八	松本 七郎君
二五三	木村 公平君	二八二	黒澤富次郎君	三一一	坪内 八郎君	三四〇	花村 四郎君	三六九	今澄 勇君
二五四	高橋 英吉君	二八三	小高 滋郎君	三一二	倉石 忠雄君	三四一	川野 芳南君	三七〇	大西 弘君
二五五	平井 義一君	二八四	柳澤 義男君	三一二	山口六郎次君	三四二	岩本 信行君	三七一	甲木 保君
二五六	坪川 信三君	二八五	高間 松吉君	三一二	池田正之輔君	三四三	林 譲治君	三七二	北川 定務君
二五七	増田甲子七君	二八六	河野 謙三君	三一五	牧野 寛泰君	三四四	田中 茂逸君	三七三	上林興市郎君
二五八	保科 茂君	二八七	佐藤 親弘君	三一六	橋本 龍伍君	三四五	松本 弘君	三七四	佐竹 新市君
二五九	古島 善英君	二八八	高塩 三郎君	三一七	千賀 康治君	三四六	藥師神島太郎君	三七五	佐々木寛三君
二六〇	小泉原八十男君	二八九	吉田 省三君	三一八	森 昭君	三四七	土倉 宗明君	三七六	田中 角榮君
二六一	佐藤 榮作君	二九〇	田淵 光君	三一九	菊池 義郎君	三四八	細田 實道君	三七七	大泉 寛三君
二六二	佐々 秀次君	二九一	井手 光治君	三二〇	廣川 弘毅君	三四九	鈴木 正文君	三七八	野村幸太郎君
二六三	岡崎 勝男君	二九二	中川 俊男君	三二一	大村 清一君	三三〇	足鹿 豊君	三七九	赤松 勇君
二六四	池田 勇人君	二九三	岡延右五門君	三二二	江崎 寛隆君	三五〇	松田 義三君	三八〇	松井 政吉君
二六五	大橋 武夫君	二九四	飛嶋 繁君	三二三	松浦 東介君	三五二	石川金次郎君	三八一	松澤 衆人君
二六六	岡野 清泰君	二九五	玉置 寛君	三三四	三浦寅之助君	三五三	青野 武一君	三八二	武蔵運十郎君
二六七	周東 英雄君	二九六	阿西 明良君	三三五	鈴木 仙八君	三五四	福田 昌子君	三八三	藤岡田清一君
二六八	山崎 猛君	二九七	小西 英雄君	三三六	栗山長次郎君	三五五	山口シヅエ君	三八四	小山 長親君
二六九	吉田 茂君	二九八	吉田吉太郎君	三三七	吉米地英俊君	三五六	堤ツルヨ君	三八五	塩田賢四郎君
二七〇	森下 孝君	二九九	細田 一君	三三八	辻 寛一君	三五七	阿 良一君	三八六	松田 健蔵君
二七一	川端 佳夫君	三〇〇	中村 清君	三三九	神田 博君	三五八	坂本 泰良君	三八七	田中健之助君
二七二	大坂府第三区 選出議員	三〇一	關野喜一郎君	三三〇	大野 伴雄君	三五九	松尾トシ子君	三八八	前田 雅男君
二七三	兵庫縣第五区 選出議員	三〇二	三池 信君	三三一	風島 二郎君	三六〇	戸叶 里子君	三八九	大矢 省三君
二七四	田嶋 好文君	三〇三	南 好雄君	三三二	中島 守利君	三六一	受田 新吉君	三九〇	西村 英一君

四一九	片岡伊三郎君	四四七	猪俣 浩三君		
四一八	根本龍太郎君	四四六	東京都第六区 選出議員		
四一七	佐藤 重雄君	四四五	東京都第七区 選出議員		
四一六	生田 和平君	四四四	東京都第七区 選出議員		
四一五	角田 幸吉君	四四三	井之口政雄君		
四一四	大澤滋平治君	四四二	菊田アサノ君		
四一三	前田 郁君	四四一	加藤 充君		
四一二	加藤隆太郎君	四四〇	前田榮之助君		
四一一	長野 長廣君	四三九	高田 富之君		
四一〇	西村 久之君	四三八	山口 武秀君		
四〇九	兵庫縣第二区 選出議員	四三七	中西伊之助君		
四〇八	鈴木 義男君	四三六	渡部 義通君		
四〇七	松岡 駒吉君	四三五	竹村涼泉二君		
四〇六	鈴木茂三郎君	四三四	横田基太郎君		
四〇五	浅沼組次郎君	四三三	今野 武雄君		
四〇四	川西 清君	四三二	砂間 一良君		
四〇三	松本 一郎君	四三一	米原 親君		
四〇二	宮帷 靖君	四三〇	梨木作次郎君		
四〇一	松永 佛常君	四二九	山口県第三区 選出議員		
四〇〇	山村新治郎君	四二八	北海道第四区 選出議員		
三九九	加藤 錦造君	四二七	大原府第三区 選出議員		
三九八	中崎 敏君	四二六	淡澤 義守君		
三九七	水谷長三郎君	四二五	林 百郎君		
三九六	三宅 正一君	四二四	石野 久男君		
三九五	土井 直作君	四二三	中原 健次君		
三九四	金光 義雄君	四二二	黒田 彌男君		
三九三	若林 義孝君	四二一	岡田 春夫君		
三九二	福永 一臣君	四二〇	成鍋 勝君		
三九一	稻村 順三君		田島 ひで君		

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議録第百七号(その一) 指定された議員

官報

号外 昭和二十六年八月十六日

○第十二回 衆議院会議録第一号(その二)

昭和二十六年八月十六日(木曜日)

開会式

午後三時五十七分、衆議院議長、衆議院参議院の副議長、議員、内閣総理大臣その他の國務大臣、最高裁判所長官代理及び会計検査院長は、式場である衆議院議場に入り、所定の位置に着いた。

午後三時五十九分、天皇陛下は、衆議院議長の前で行で式場に出御され、玉座に着かれた。

衆議院議長は、左の式辞を述べた。

本日、天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第十一回国会の開会式を挙げるにあたり、衆議院および参議院を代表して式辞を申し上げます。

終戦以来、われわれは国家主権の回復をめざして、ひたすら経済の自立と、民生の安定に努めてまいりましたが、いよいよ九月四日を期して、米國サンフランシスコにおいて、待望の講和会議が開催される運びとなり、去る七月二十日わが政府に對

し、この会議に代表を派遣するよう、指請状が参りましたことは、日本民族独立のためまことに慶賀に堪えないところであります。

われわれは、講和会議にそなえて、諸般の準備をすすめ、もつて、すみやかに講和にのぞく態勢をととのえる必要を痛感するものであります。

わたくしどもは、この際、六カ年の長きにわたつて、よく艱苦に乏に耐え、旺盛な精神力をもつて一意祖國の再建に邁進し、講和への機運をひらいた国民諸君の努力に對し、満腔の敬意を表すると共に、連合國の援助と好意に對し、更めて感謝の意を表明するものであります。

ここに国会は、日本國憲法の精神を体し、最善をつくしてその使命を遂行し、もつて國民の委託に応えようとするものであります。

次いで、左の勅語を賜わつた。

本日、第十一回国会の開会式に臨み、全國民を代表する諸君とともに親しく一堂に会することは、わたくしの深く喜びとするところであります。

戦争終結以来、諸六年を迎えた今日、関係諸國の配意によつて、ようやく講和の機が熟し、近く講和会議が開かれる運びとなつたことは諸君とともに喜びに堪えません。

この間、わが國民が、永遠の平和を企願する日本國憲法のもとに、連合國の終戦からわらない好意と援助を受けて、窮乏に堪え、困苦をしのび、祖國復興の大業に従つてきたことを多とするものであります。

世界の情勢は、なお変転を続けており、わが國が文化的、民主的國家の一員として、世界の信頼をえて行くためには、いづその努力を必要とすると思ひます。

このときに當り、国会が、國權の最高機関としての使命を遺憾なく果たし、また全國民が憲法の諸原則をよ

く守り、互に協力して、各自の義務を盡すことを切に望みます。

衆議院議長は、御前に参進して、勅語書を拜受した。

午後三時五分、天皇陛下は、衆議院議長の前で行で入御された。
次いで諸氏は式場を出た。
午後三時六分式を終る。

昭和二十六年八月十六日 衆議院會議録第一号(その二) 開会式